

2014年11月27日

各位

会社名 ライフネット生命保険株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 COO 岩瀬 大輔
(証券コード:7157 東証マザーズ)

ライフネット生命保険 全国の「ほけんの窓口」店頭で保険販売を開始

長期にわたり働けなくなる、就業不能リスクに備える保障などを対面で説明し販売
12月1日より、「ほけんの窓口」直営店 308 店舗で対面相談・ネット申し込みを開始

ライフネット生命保険株式会社 (URL: <http://www.lifenet-seimei.co.jp/> 本社:東京都千代田区、代表取締役社長兼 COO:岩瀬大輔)は、ほけんの窓口グループ株式会社(本社:東京都渋谷区、代表取締役会長兼社長:窪田泰彦)と保険代理店契約を締結し、2014年12月1日より全国の「ほけんの窓口」で当社の保険販売を開始することをお知らせします。

今回の取り組みにより、病気やケガで働けなくなり、長期間収入を得ることができないリスクに備える就業不能保険「働く人への保険」を含む当社の全ての保険商品を、全国の「ほけんの窓口」直営店 308 店舗の店頭窓口で、対面で相談の上、インターネット申し込みをしていただくことが可能となります。

■今回の取り組みに至る背景

● 新たなジャンルの生存給付型保障を広めていく社会的意義に両社が同意

近年、保険加入ニーズの多様化が進み、従来の死亡保障、医療保障にプラスして、新たに時代の変化に即した生存給付型保障のニーズが高まりつつあります。この環境の変化に対応するために、長期間収入を得ることができないリスクに備える就業不能保険を扱うライフネット生命と、お客さまの潜在的ニーズも含めた意向に応えるために生存給付型保障商品のご提案を強化していきたいと考えるほけんの窓口グループが、新たな保障ジャンルを広げていくという社会的意義に同意し、取り扱い開始に至ったものです。

ライフネット生命は2010年2月より、65歳まで定額給付を保障する本格的な個人向け就業不能保険の発売を開始し、現在の保有契約件数は約2万5000件となっています。入院短期化の傾向および在宅療養の緩やかな浸透に伴い、就業不能保険のニーズはまだ成長の余地があると考えており、また、米国をはじめとする諸外国では、就業不能リスクに対し、企業の制度として、また個人として就業不能保険を活用することが一般化しています。

一方で、日本国内においては同商品を取り扱っている例が未だ少なく、まだ馴染みが薄い商品であるため、ウェブサイトだけでなく、対面でも説明して販売することにより、就業不能保障のマーケットは今後拡大していくと考えています。このたび、全国の「ほけんの窓口」において、保険の専門家が対面でお客さまに就業不能保障の必要性についてご案内することで、より多くのお客さまに保障の必要性をご理解いただけるものと考えました。

● 現在の公的保障では、長期就業不能時の生活が十分にカバーされない

病気やケガによる短期入院や通院時の医療保障を手厚くカバーする手段は公的保障でも充実しています。一方、長期療養を余儀なくされ、働けなくなった場合への保障としては公的保障の「傷病手当金」が存在しますが、保障期間は最長1年6ヶ月、また自営業者には適用されないなど、保障が十分とは言えません。

このように公的保障が不十分な領域で世帯主が病気やケガにより長期の就業不能状態になった場合、医療費だけでなく、住居費や生活費などの支出も続くため、経済的損失は大きくなる可能性があります。事実、生活保護の受給開始理由の多くは「世帯主の傷病」となっており、傷病を起因としてこれまでの生活を維持できないリスクが存在します。(出典:厚生労働省「平成24年度被保護者調査」)

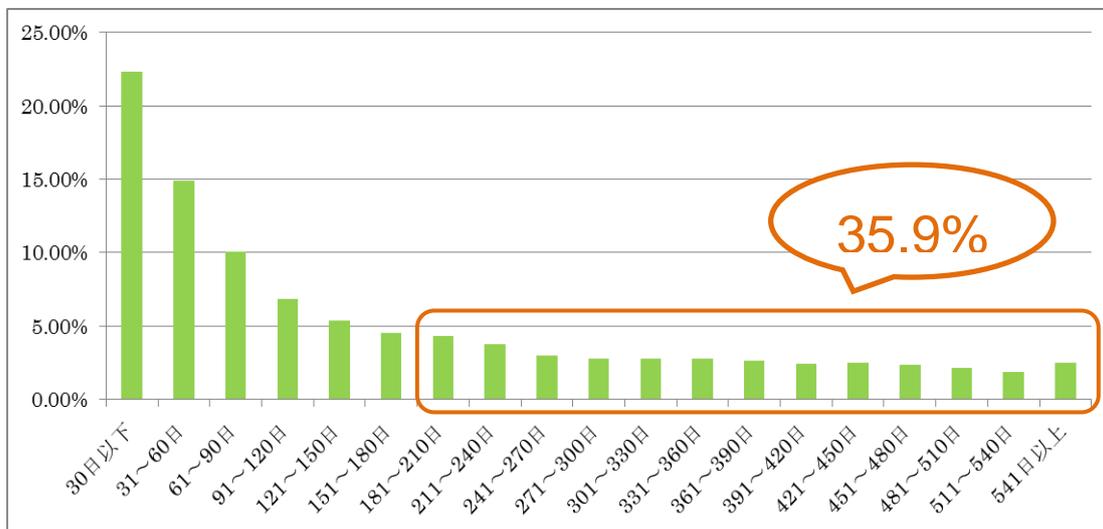
以上のような、病気やケガで働けなくなり長期就業不能を余儀なくされ、収入がなくなるリスクに備えて就業不能保険にご加入いただくことで、公的年金が受け取れるようになる65歳まで長期間の保障が継続され、安心して社会生活を継続していただくことが可能になります。

<参考資料>

■「病気やケガにより働けない状態」が長期に渡るケースは少なくない(傷病手当金受給者)

全国健康保険協会の調査によると、一般の会社員が病気やケガなどで就業不能になった場合に支給される傷病手当金の支給期間は、「30日以下」のケースが22%と最も高い一方、「181日以上」の長期に渡るケースが36%と、約3人に1人が「半年以上働けない状態」に至っている事実があります。

傷病手当金 支給期間別の支給状況



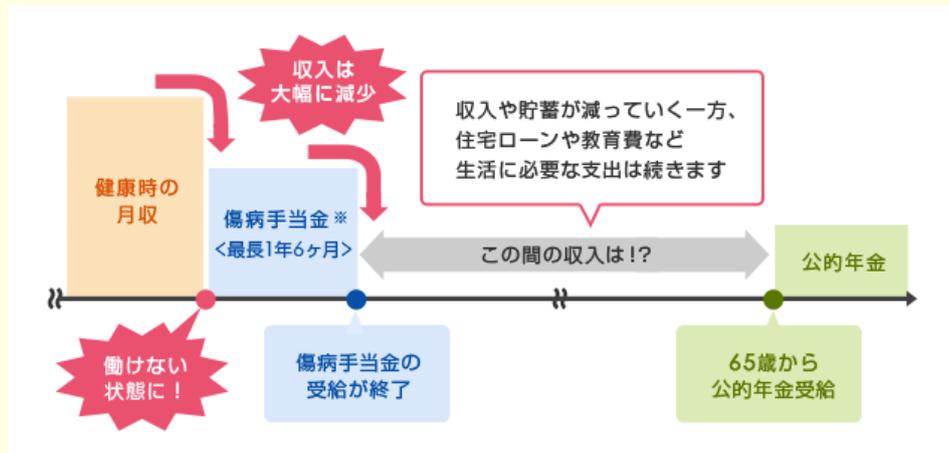
出典:全国健康保険協会「平成25年度 現金給付受給者状況調査報告」

■会社員に支給される傷病手当金は最長1年6ヶ月まで。自営業者には適用外

全ての「働く人」に必要。長期に働けなくなった場合の収入補填や生活費などの支出への備え

病気やケガによって長期に渡って療養が必要になると収入が無くなってしまいうリスクが発生します。会社員であっても傷病手当金(最長1年6ヶ月の間保障)の受給終了後の収入のリスクがありますし、自営業者には傷病手当金が適用されず、ご自身で就業不能リスクへ備える必要があります。病気やケガによる長期療養で仕事を休まざるを得ず収入がない状態でも、医療費や住居費、生活費など毎月の支出は続くため、働く人全てに就業不能リスクへの備えが必要となります。

就業不能状態になったときの収入と支出のイメージ

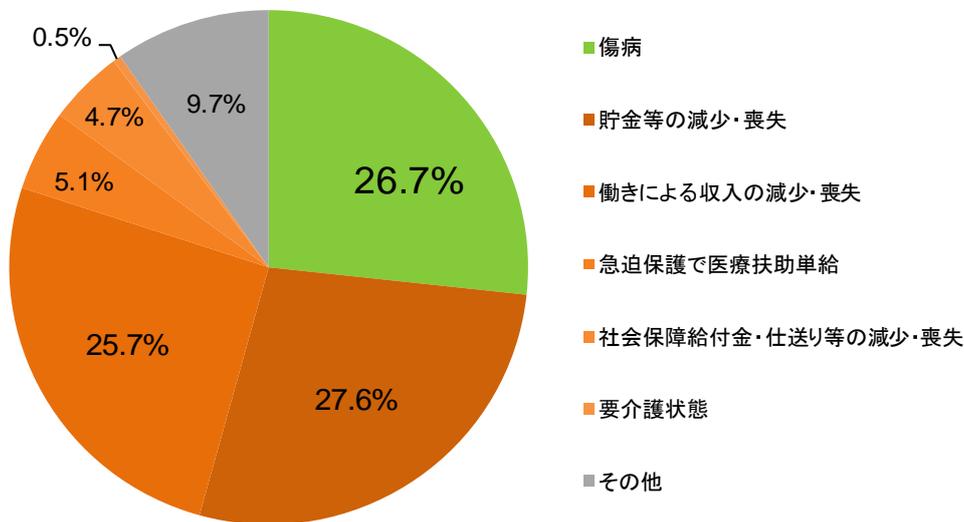


※ 会社員の場合、標準報酬日額の3分の2に相当する額を支給

■生活保護開始理由の多くは「世帯主の傷病」

病気やケガで長期療養が必要となった結果、経済的な損失が大きくなる可能性があります。厚生労働省の調査では、生活保護開始の主な理由のうち 26.7%が「世帯主の傷病」となっており、世帯主が傷病によって働けなくなると、これまでの生活を維持できないリスクがあります。

生活保護開始の主な理由



出典:厚生労働省「平成 24 年度被保護者調査」

当社は、2008 年に「子育て世代の保険料を半分に、安心して赤ちゃんを産み育ててほしい」という思いのもと、インターネットを主な販売チャネルとする新しい生命保険会社として開業し、おかげさまで、2014 年 10 月に保有契約件数は 21 万件を突破しました。今後は、お客さまの多様なニーズにお応えするため、保険プランナーによる保険相談サービスの開始や対面代理店の活用など、ネット生保第 2 ステージとして、お客さまの利便性を追求した様々なサービスの強化に取り組んでまいります。

ほけんの窓口グループ株式会社について URL: <http://www.lifeplaza.co.jp/>

「ほけんの窓口」は、複数社の保険商品の中から専門家と一緒に自分に合った保険を選べる「来店型保険ショップ」です。お客さまのライフプラン(生涯設計)をヒアリングすることに注力した“保険コンサルティング”をもとに、一人ひとりに合った保険商品を提案する独自のスタイルを確立。徹底した教育・研修体制のもとで育成された専門家によるコンサルティングが好評を得ており、現在では累計 80 万件以上のご相談をいただいております。

ライフネット生命について URL: <http://www.lifenet-seimei.co.jp/>

ライフネット生命保険は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という理念のもとに設立された、インターネットを主な販売チャネルとする新しいスタイルの生命保険会社です。インターネットの活用により、高い価格競争力と 24 時間いつでも申し込み可能な利便性を両立しました。徹底した情報開示やメール・電話・対面での保険相談などを通じて、お客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただく透明性の高い生命保険の選び方を推奨し、「生命(いのち)のきずな＝ライフネット」を世の中に広げていきたいと考えています。

会社及び商品の詳細は <http://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。

株主・投資家向けの情報は <http://ir.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先
03-5216-7900(広報: 関谷 / IR: 近藤)